

前回受給者・前回受給者と同順位者・前回受給者が先順位者の場合
(遺族のうち誰かが特別弔慰金の裁定を受けている場合)

提出書類	前回受給者		前回受給者以外	
	配偶者以外	配偶者	前回受給者 と同順位者	前回受給者 が先順位者
請求書	○	○	○	○
印鑑等届出書	○	○	○	○
現況申立書	○	○	○	○
請求者の戸籍抄本 (令和2年4月1日以降のもの)	○	○	○	○
戦没者の死亡当時における戦没者と 請求者との続柄を証する戸籍			○	○
先順位者がいないことを証する戸籍				○
戦没者の死亡時から令和2年3月31日 の間の請求者の戸籍		○	第3～6順位 のみ必要	第3～6順位 のみ必要
特別弔慰金失権事由非該当申立書 (配偶者用)		○		

◆手続きには次のものをお持ち下さい (前回の特弔
基準日から)

請求者本人・・・ 1. 請求者の本人確認書類(以下の①または②)

①官公庁から発行された顔写真入りの本人確認書類 1点

(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳 等)

②官公庁から発行された顔写真がない本人確認書類 2点

(健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、恩給証書、遺族年金証書 等)

* 氏名のほかに、生年月日または住所が入ったもの

2. 印鑑(国債の償還をする際に使う印鑑)

代理人・・・ 1. 委任状

2. 印鑑(国債の償還をする際に使う印鑑)

3. **請求者と代理人それぞれの本人確認書類** (以下の①または②)

①官公庁から発行された顔写真入りの本人確認書類 1点

(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳 等)

②官公庁から発行された顔写真がない本人確認書類 2点

(健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、恩給証書、遺族年金証書 等)

* 氏名のほかに、生年月日または住所が入ったもの

◆②の顔写真のない本人確認資料2点の用意が難しい方は、ご相談ください。◆

初めて特別弔慰金を請求する転給遺族の場合
 (遺族のうちで誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

提出書類	第2順位	第3～6順位	第7～12順位
請求書	○	○	○
印鑑等届出書	○	○	○
現況申立書	○	○	○
請求者の戸籍抄本 (令和2年4月1日以降のもの)	○	○	○
戦没者の死亡当時における戦没者 と請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○
先順位者がいないことを証する戸籍	○	○	○
年金給付の受給権者の死亡月日等 が確認できる戸籍	○	○	○
戦没者の死亡時から令和2年3月31 日の間の請求者の戸籍		○	

初めて特別弔慰金を請求する第1順位(転給遺族でない)の場合
 ～弔慰金受給権者とみなされるものを含む～
 (遺族のうちで誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

提出書類	配偶者以外	配偶者
請求書	○	○
印鑑等届出書	○	○
現況申立書	○	○
請求者の戸籍抄本 (令和2年4月1日以降のもの)	○	○
戦没者の死亡当時における戦没者 と請求者との続柄を証する戸籍	○	○
年金・恩給給付の受給権者の 死亡月日等が確認できる戸籍	○	○
戦没者の死亡時から令和2年3月31 日の間の請求者の戸籍		○
特別弔慰金失権事由非該当申立書 (配偶者用)		○